

排水基準(健康項目)・・群馬県

(平成 28 年 4 月 21 日)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L(*1)	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シアン化合物	1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN)	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L(*1)
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L(*1)
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L 以下 (*1)(*2)
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L(*1)

備考

- 1 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回る事をいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適応しない。
- 3 (*1)は業種により暫定基準の適用がある。
- 4 (*2)はアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。